

## 鉏路市キタサンショウウオ保護ガイドライン策定業務委託仕様書

1 業 務 名 鉏路市キタサンショウウオ保護ガイドライン策定業務委託

2 業務委託期間 契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 業務の概要及び目的

キタサンショウウオは、昭和50年に鉏路市の天然記念物に指定されてから、50年以上が経過している。

鉏路市のまちづくりに資する事業の構想段階からキタサンショウウオ保護に関する情報を充実させることにより、キタサンショウウオ保護と鉏路市の円滑なまちづくりの推進との調和を図ることを目的とする。

4 業務の進め方

(1) 計画準備

仕様書内容、業務の目的等を踏まえ、業務遂行に関するスケジュール及び内容等を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 既存資料収集整理

下記(3)ガイドライン項目に必要な他自治体で策定されているガイドライン(指針を含む)事例について収集し、その項目・内容等について整理する。また、鉏路市におけるキタサンショウウオ生息データなどの資料等を収集し、分布・生態、生息に影響を与える要因等についての基礎情報を整理する。

(3) ガイドライン項目(案)

三重県教育委員会が平成21年に策定した「三重県指定天然記念物オオダイガハラサンショウウオ保護管理指針」を参考として、以下の内容を検討し、当市の保護ガイドライン(案)として取りまとめる。なお、追加項目が必要な場合は追加することができる。

- ・ガイドライン作成の目的等
- ・キタサンショウウオの生息に影響を与える要因
- ・標準的調査及びモニタリング手法
- ・保全対策に関するマニュアル
- ・開発行為における調整手順
- ・MaxEntモデルによる保護すべきエリアのゾーニングマップ
- ・現状変更許可に関する審査及び取扱方針
- ・広報資料の作成

(4) 検討会運営補助

検討会に向けた資料作成、検討会の運営補助を行う。なお、検討会は期間内に4回の開催及び委員は5名を予定している。

ア 検討会資料作成

保護ガイドライン（案）の内容を示した検討会資料を作成する。

イ 検討会運営補助

検討会日程調整、会議場所確保、当日の説明補助、記録簿作成を行う。

(5) 関係部局への意見照会・説明会運営補助

関係部局への意見照会・説明会に向けた資料作成、説明会の運営補助を行う。なお、意見照会及び説明会はそれぞれ1回を予定している。

ア 意見照会・説明会資料作成

保護ガイドライン（案）の内容を示した意見照会・説明会資料を作成する。

イ 説明会運営補助

説明会日程調整、会議場所確保、当日の説明補助、記録簿作成を行う。

(6) パブリックコメント実施補助

保護ガイドライン（案）の内容についてのパブリックコメント実施のための資料作成、提出された意見の収集。分析を行う。

(7) 保護ガイドライン策定

検討会、説明会、パブリックコメントで提出された意見等を踏まえ、保護ガイドライン（案）を更新して、策定する。

(8) 応報資料の作成

ガイドラインの内容等を分かりやすく釧路市立博物館ホームページ等で広報するためのPR資料を作成する。

(9) 報告書作成

保護ガイドライン作成における一連の内容について報告書として取りまとめる。（提出する報告書は電子データ1式、紙媒体3部とする。）

(10) 打ち合わせ

釧路市立博物館との対面での打合せは、2回を予定している。なお、必要に応じてWebを活用した打ち合わせを行う。

(11) 委員、謝礼及び旅費

委員は釧路市内3名、北海道外（京都・奈良）2名とする。

謝礼及び旅費の総額は、謝礼32万円、旅費40万8千円とする。